

交対協 第18号
令和3年8月6日

茨城県交通対策協議会構成機関・団体の長 殿
茨城県交通対策協議会委員 殿

茨城県交通対策協議会
会長 大井川 和彦

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の
決定について

交通安全対策につきましては、日ごろから格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和3年8月4日付け事務連絡により、内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（交通安全対策担当）から、別添のとおり「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定された旨の通知がありましたので、お知らせします。

なお、本緊急対策の趣旨を踏まえ、可能な対策の速やかな実施と「令和3年秋の全国交通安全運動」の機会等を通じた周知について、ご協力くださるようお願いいたします。

<茨城県交通対策協議会事務局>

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県県民生活環境部生活文化課

安全なまちづくり推進室 宮田・浅野

TEL 029-301-2842

FAX 029-301-2848

Email seibun6@pref.ibaraki.lg.jp